第二百三十四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「掲げる」を「定める」に改め、同号の表を次のように改める。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合		再証券化エクスポージャーの場合	
	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Zが六以上の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
8—1	七	十二	二十	三十
8—2	八	十五	二十五	四十
8—3	十	十八	三十五	五十
8—4	十二	二十	四十	六十五
8—5	二十	三十五	六十	百
8—6	三十五	五十	百	百五十
8—7	六十	七十五	百五十	二百二十五
8—8		百	二百	三百五十
8—9		二百五十	三百	五百
8—10		四百二十五	五百	六百五十
8—11		六百五十	七百五十	八百五十
8—12	自己資本控除			

（注）Zとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第二百八十条の三において同じ。

第二百三十四条第一項第二号中「掲げる」を「定める」に改め、同号の表を次のように改める。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合		再証券化エクスポージャーの場合	
	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Zが六以上の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
7—1	七	十二	二十	三十
7—2	十二	二十	三十五	四十	六十五
7—3	六十	七十五	百五十	二百二十五
7—4	自己資本控除			

第二百三十四条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「を満たす無格付の証券化エクスポージャー」の下に「（第二百三十二条第二項において準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第二百三十五条第一項第二号イ中「0.056×T」を「0.0056×T（当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、0.016×T）」に改める。

第二百三十九条第二項中「証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャーに改め、「当該」の下に「再証券化エクスポージャーの」を加える。

第二百四十条第二項中「証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャー」に改める。

第二百四十四条中第二項を削り、同条第三項中「次に掲げるオフ・バランス資産項目」を「適格流動性補完」に改め、「額に次に掲げる掛目を乗じた」及び同項各号を削り、同項を同条第二項とする。

第二百四十六条中「第二百二十八条第一項第五号」を「第二百二十八条第一項第三号」に改める。

第二百四十九条を次のように改める。

（マーケット・リスク相当額の算出）

第二百四十九条　マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク（第二百八十条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。）に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2　銀行持株会社は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百五十七条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3　銀行持株会社は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行持株会社のマーケット・リスク相当額とすることができる。

第二百五十一条第二項第三号中「内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法」を「マーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法」に改める。

第二百五十二条第二項第二号中「第二百五十四条」を「第二百五十五条」に、「第二百五十五条第一項第一号へ」を「次条第四項第六号」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　バリュー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュー・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。